

第3次安城市市民協働推進計画（案）パブリックコメント意見募集結果

1 意見募集の概要

- (1) 意見募集期間 令和5年12月20日（水）～令和6年1月18日（木）
- (2) 周知の方法 広報あんじょう（12月号）、市公式ウェブサイト、市LINE公式アカウント、市役所デジタルサイネージ、ダイレクトメール（各町内会、市内幼稚園・保育園、市内中学校、市内高等学校・高等専門学校、市民交流センター登録団体）
- (3) 閲覧場所 市民協働課窓口、市民交流センター、中央及び各地区公民館、図書情報館（アンフォーレ内）、青少年の家、社会福祉会館、各福祉センター
※市公式ウェブサイトにも掲載
- (4) 意見を提出できる人 ①市内に在住・在勤・在学している ②市内に事業所などを有する ③市内で活動している ①～③いずれかに該当する人
- (5) 意見提出方法 住所・氏名とご意見を記入し、持参か郵送、ファクス、電子メールで市民協働課まで提出 ※あいち電子申請・届出システムでも募集

2 意見募集の結果概要

- (1) 意見提出人数 3名
- (2) 意見総数 45件
- (3) 提出方法 電子メール37件 持参7件 あいち電子申請・届出システム1件
- (4) 結果の公表 広報あんじょう（3月号）、市公式ウェブサイト、市民協働課窓口、市民交流センター、中央及び各地区公民館、図書情報館（アンフォーレ内）、青少年の家、社会福祉会館、各福祉センター

【意見区分】

- A：ご意見を受けて加筆・修正したもの (1 件)
- B：ご意見の考え方が現行案に含まれていたもの (0 件)
- C：現行案とおりにしたもの (8 件)
- D：案に関連する質問など (36 件)

3 提出された意見及び市の考え方について

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要	市の考え方	計画への反映	意見区分
1	目次及び第2章	第2章の章立てを以下のように変更したらどうか。 2 コミュニティの視点から見た市民協働によるまちづくり 3 議会の視点から見た市民協働によるまちづくり 4 市長の視点・・・ 5 その他の執行機関の視点・・・ 6 職員の視点・・・	自治基本条例の定義する「協働」では、市民・議会・市長・その他執行機関が主体として挙げられていますが、本計画ではP.2の「計画の位置づけ」で記しているとおりに、安城市市民協働の推進条例第8条及び9条を根拠としており、市民協働推進条例の市民協働を進めていく主体の視点で策定しています。	左記の考えに基づき、そのままとします。	C

番号	計画案の 該当箇所	ご意見の概要	市の考え方	計画への反映	意見 区分
		7 第2次推進計画の主な達成状況と主要課題			
2	P.3 他	本計画において安城市自治基本条例、安城市議会基本条例、安城市市民参加条例の文言整理について検討した方が良いと考える。	安城市自治基本条例及び安城市市民参加条例についてはP.2において条例の理念を記載しています。左記3つの条例は密接な関係にあるものの、本計画は市民協働推進条例に基いて策定するため、市民協働推進条例が定義している用語を使用しています。	左記の考えに基づき、そのままとします。	C
3	全体	本計画において市全体の利益を考慮して各機関等の視点を取り入れる環境整備について記載した方が良いと考える。各読み手の解釈で考える。	本計画は第9次安城市総合計画の個別計画として、本市の市民協働の推進を総合的・横断的に図る計画です。市全体の利益という大きな視点は総合計画で、それを実現するためのより具体的な事業などを個別計画で定めているためこのままとします。	左記の考えに基づき、そのままとします。	C
4	P.14、15、16、18	<p>提言ではないが地域の実情と意見。</p> <p>私の住む地域は、およそ60年前に建て売りとして入居が始まり、ここまで先人が町内会を繋げてくれている。諸先輩は老人会として活躍してくれており、高齢化の波は高齢者が集う老人会にも来ている。</p> <p>冒頭の事情から、この地域では70代・60代の居住者が圧倒的に少ない事情がある。(60年前に20代・30代がスライドして年齢を重ねているため)</p> <p>令和5年度には80歳以上が180人以上を超えており、今回の令和6年度～令和13年度の間起こる事は深刻と捉えている。</p> <p>現在、存命の80歳以上が健康で10年長生きしてくれると想</p>	<p>本計画の策定において実施したアンケート調査からみても、「町内会活動を行う上での課題」として「役員のなり手」が不足していると答えた町内会が89.6%（平成24年：61.8%、平成28年75.8%）、にも上り、担い手不足が深刻化していることが読み取れます。</p> <p>また、町内会共通の課題として後任の選出や役員の高齢化などがあり、町内会運営が厳しい状況になっていることは、市としても認識しています。</p> <p>各町内会で実情が異なることから、今後も町内会長同士が意見や情報を交換する場を設け、高齢化の時代にあっても持続可能な町内会運営を行ってほしいよう、ノウハウの共有を図っていきます。</p> <p>また、町内会の負担軽減のために円滑な運営や事務</p>		D

番号	計画案の 該当箇所	ご意見の概要	市の考え方	計画への反映	意見 区分
		<p>定しても、足腰や認知症など様々な問題が起きるのは必然である。</p> <p>正常に考えれば、お別れしないといけない住人のほとんどが老人会加入の住民である。</p> <p>およそ800人の人口があるこの地域で、少なくとも100人以上の減少がこの10年で起こる。</p> <p>これは現実であり、ここ数年で町内会の皆で考えている。</p> <p>現在、老人会が抱える問題は深刻で、パソコンはできるか、ポスティングはできるか、車の免許は？高齢世帯での老々介護は？様々な個々の事情から老人会そのものの存続の危機にある。</p> <p>それに加え、福祉委員会、見守り事業、カフェサロンなど、ほとんどが高齢者のために高齢者がボランティアで支える老々介護の延長組織なのが実情である。</p> <p>老人会が消滅すれば、自然に福祉に関する地域活動もできなくなる。町内会は現役世代でなんとかつなげても、老人会や福祉関連は消滅したら数年、数10年単位で復活はしない。事業、取り組み、集会にせよ、一度無くしてしまえば、まず立ち上がらない。</p> <p>この地域の人口比率で言えば、多いのは80代の次にその子ども世代に当たる50代である。</p> <p>65歳から70代まで働かなければいけない時代…自治会を担うのが働く現役世代となれば、まず他町内会では担い手がい</p>	<p>の効率化ができるよう、パソコン講習会等の町内会役員等を対象とした研修についても実施していきますので、ご活用をお願いします。</p> <p>なお、町内会が抱える諸問題の総括窓口につきましては、担当部署が不明な際の紹介・取り次ぎは市民協働課で行いますが、詳細な説明や対応については各担当部署にてご相談いただくようお願いしています。</p> <p>また、P.58（5-2-5）に掲載しています「あんじょう協働リビングラボ」では、多様な関係者（市民活動団体・町内会等の地域団体の方など）が集まり、地域の課題解決のための方策を生み出す場として開催予定ですので、ご参加いただくと、これまでとは異なる角度での解決策が見つかるかもしれません。</p>		

番号	計画案の 該当箇所	ご意見の概要	市の考え方	計画への反映	意見 区分
		<p>なくなり、町内会そのものの存続の危機になる。この地域では、令和4年度、令和5年度と役員は働く世代で担っており、令和6年度も繋げていこうと模索はしている。それでも、老人会をどうするのかは、地域だけでは解決できない問題でもある。こうして地域から関連団体が無くなっていった時、デメリットは自ずと浮き上がるはずだ。</p> <p>都会では、子ども会を無くす地域もあるそうだ。 この推進計画にある市民活動団体、ボランティアにあたるかはわかりませんが、小学生の保護者を対象とした子ども会、高齢者を対象とした老人会は市民協働課だけではなく、社協も含めて担当課としては様々縦割りで分かれている。 それでも、町内会にしてみれば同じ町内の住民であり、関連団体であり、町内会の一部。 令和5年度に、市長への提言なる町内会長連協の取組み、福祉に関する社協の5か年計画への意見など様々動いてみたが、私の住む地域からの上記意見は少数なのか通らないようで、半ばあきらめてはいる。</p> <p>町内会長をしてみると、地域の様々な問題に直面するが、町内会規定により1年で町内会役員は交替となる（他町内は2年続ける町内もある）。 引き継いでも、新しい町内会役員も実際にまず体感しない限り問題の深刻さはわからないだろう。 安城市市民協働課の協働推進計画を理解するが、地域で抱え</p>			

番号	計画案の 該当箇所	ご意見の概要	市の考え方	計画への反映	意見 区分
		<p>る諸問題とマッチするかは未知数である。</p> <p>推進計画では、市民協働課も各地域で抱える様々な諸問題への支援を放射状に取り組むように読み取れた。</p> <p>又 P. 52～54「基本方針4 資金・組織体制の充実支援」にある、町内会や福祉に関する事項は市民協働課と社協で私の住む地域も大方いままで通りの関係性でいけそうですが、実情からすればできて数年という予測である。</p> <p>高齢福祉課、子育て支援課、消防、防犯、、、など、町内会が抱える諸問題の統括窓口が市民協働課だと助かる。</p> <p>少し話が反れるが・・・</p> <p>公益財団法人 老人クラブ連合会というのがあり、安城市にもおそらく老連協はあるだろう。</p> <p>規定では60歳以上とあるが、今の世の中60歳で隠居できる人はどこにもいない。つまりは誰も加入しなくなるということだ。</p> <p>私の住む地域でも、消防分団すら担い手不足で消えゆく実情がある。地域差はあれ、どこの老人会でも、加入が減れば存続の危機だ。私の住む地域では上記の理由もあり、担い手不足からすべての福祉活動がストップする恐れを感じている。</p> <p>市民協働課のこの計画にあるP. 69・70にある皆様に相談すれば何か解決策は見つかるのだろうか。</p>			

番号	計画案の 該当箇所	ご意見の概要	市の考え方	計画への反映	意見 区分
5	P.33 第2章 市民協働によるまちづくりの現状と課題 4 第2次推進計画の主な達成状況と主要課題 (1) 第2次推進計画の主な達成状況と主要課題 成果指標(1) 市民活動・ボランティア活動に参加したことの市民の割合	「第2次推進計画の基本方針1から5に掲げられた5つの成果指標について、令和4年(2022年)9月に実施した市民協働に関するアンケートの結果等を基にした、成果指標の達成状況は以下のとおりです。 成果指標(1) 市民活動・ボランティア活動に参加したことの市民の割合 実績値【平成28年度】21.6% 現状値【令和4年度】35.6% 目標値【令和5年度】26% 評価結果：達成」との記載があるが、 そもそもの目標値の設定が低すぎたのではないか、現状値が目標値を大幅に上回った要因を回答していただきたい。	市民活動・ボランティア活動に参加したことの市民の割合の令和5年度目標値は、平成23年から平成28年までの上昇率を基に数値を設定しています。目標値を上回った要因は、市民活動・ボランティア活動の情報が多様な手段で得られるようになったこと、また活動の幅が広がり、自分に合った活動に参加できる機会が増えたことなどが考えられます。引き続き市民活動・ボランティア情報を積極的に提供し、潜在的ボランティア参加需要者に働きかけていきます。		D
6	P.33 第2章 4 (1) 成果指標(2) 市民活動センターの登録団体数	「成果指標(2) 市民活動センターの登録団体数 実績値【平成28年度】385 団体 現状値【令和4年度】445 団体 目標値【令和5年度】430 団体 評価結果：達成」との記載があるが、 団体登録の内訳(町内会等の地縁団体、市民活動団体等の志縁団体、企業関連の団体、学校関連の団体、市役所等の官関	市民活動センターの登録団体数の内訳について、文書の保存年限を過ぎているため平成28年度はご回答できません。また、これまで左記のような区分で分けていないため、今回便宜的に分けました。令和4年度については以下のとおりです。 現状値【令和4年度】445 団体 ・地域団体(町内会・福祉委員会・子ども会・老人		D

番号	計画案の 該当箇所	ご意見の概要	市の考え方	計画への反映	意見 区分
		<p>連の団体、その他の団体) を実績値と現状値のそれぞれについて回答していただきたい。</p> <p>そもその目標値の設定が低すぎたのではないか、現状値が目標値を上回った要因を回答していただきたい。</p>	<p>クラブ) : 43 団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民活動団体 : 299 団体 ・ 企業関連の団体 (企業の組合・NPO 法人等の公益法人) : 61 団体 ・ 学校関連の団体 (保護者会やPTA) : 6 団体 ・ 市役所等の官関連の団体 (市各課、社会福祉協議会や市が事務局となっている協議会など) : 36 団体 <p>企業など営利活動の団体は、市民活動センターへの登録ができませんが、マルチパートナーシップを促進する上で事業者も重要です。今回、企業関連の団体として、企業の組合やNPO 法人等の公益法人をカウントしています。</p> <p>平成22年度から平成27年度までの単年度当たりの新規登録団体数を基に目標値を設定しています。目標値を上回った要因としては、市民活動センターが団体設立支援を積極的に行ったためであると考えます。</p>		

番号	計画案の 該当箇所	ご意見の概要	市の考え方	計画への反映	意見 区分
7	P.33 第2章 4 (1) 成果指標 (3) 市内のNPO 法人数	「成果指標 (3) 市内のNPO 法人数 実績値【平成28年度】38 団体 現状値【令和4年度】37 団体 目標値【令和5年度】45 団体 評価結果：C」との記載があるが、平成28年度から増えた 団体数と減った団体数を回答していただきたい。 また、「評価結果：C」となった要因と今後の対策を回答して いただきたい。	平成28年度から令和4年度までに、6団体増加、 7団体減少しています。C評価となった要因として は、NPO法人の設立等に特化した事業や施策がな いことが考えられます。NPO法人に限らず、市民 活動団体への支援は行っているため、市民活動セン ターでの支援体制に力をいれていきたいと考えま す。しかし、団体数が減少した要因は必ずしもマイ ナスなものだけではなく、公益財団法人へと変更し たり、当初の目的が達成されたことによる解散など も含んでいます。数値だけではかるのではなく、要 因も把握していただくことが重要であると考えます。		D
8	P.33 第2章 4 (1) 成果指標 (4) 協働という言 葉の認知度	「成果指標 (4) 協働という言葉の認知度 実績値【平成28年度】38.3% 現状値【令和4年度】41.7% 目標値【令和5年度】66% 評価結果：B」との記載があるが、「評価結果：B」となった 要因と今後の対策を回答していただきたい。	要因としては、事例を交えた効果的な啓発があまり できていなかったこと、また、「協働」以外の類似の 言葉（例えば共創や協創など）が時代と共に出てき たことにあると考えます。「協働」の意味合いやメリ ットについて、事例を交えながら効果的な啓発方法 を検討していきます。		D
9	P.33 第2章 4 (1) 成果指標 (5) 市民参加・市民 活動支援に対 する満足度	「成果指標 (5) 市民参加・市民活動支援に対する満足度 実績値【平成28年度】25.9% 現状値【令和4年度】36.2% 目標値【令和5年度】38% 評価結果：A」との記載があるが、「評価結果：A」となった 要因と今後の対策を回答していただきたい。	要因としては、パブリックコメントによる意見の募 集や審議会等の委員の公募など、全庁的に市民参加 を積極的に行っていること、また市民活動センター の機能充実や市民活動補助金制度の見直しなど、市 民活動団体への支援に努めていることなどが考え られます。3次計画でも引き続き取り組んでいきま す。		D

番号	計画案の 該当箇所	ご意見の概要	市の考え方	計画への反映	意見 区分
10	<p>P. 34 第2章 4 (2) 第1次・ 第2次推進計 画の主な達成 状況</p> <p>【第1次安城 市市民協働推 進計画の主な 達成状況】</p> <p>①市民活動補 助制度が創設</p>	<p>「第1次推進計画及び第2次推進計画で掲げた施策・事業の達成状況は、以下のように要点整理できます。</p> <p>【第1次安城市市民協働推進計画の主な達成状況】</p> <p>“スタートアップ事業として掲げた事業は計画どおりすべて実施”</p> <p>①市民活動補助制度が創設</p> <p>○市民提案型事業や行政提示型事業によって市民活動や市と市民の協働事業が進展</p> <p>○公開成果報告会の開催を通じて活動成果を共有」との記載がある。</p> <p>初期の目的はそれなりに達成できたのではないかと思うが、例えば、P. 33 成果指標 (3) 市内のNPO法人数にあるように、NPO法人の育成がされておらず、推進計画の目的と補助制度の内容が必ずしも適合していないのではと思う。</p> <p>このため、本制度の再検討に特化した、市民公募によるワーキンググループの設置を実施して、抜本的な検討を実施していただきたい。</p> <p>早期のワーキンググループ設置について回答していただきたい。</p>	<p>例として挙げていただいたNPO法人の育成がなされていない要因は、NPO法人の設立等に特化した事業や施策がないことが考えられます。市民活動団体は法人化を目指すような団体もあれば、少人数での活動を希望する団体もあり、それぞれのニーズに合わせた支援が求められます。すべての市民活動が自経済的に自立した法人化を目指すのではなく、大小問わずに多様な地域課題解決型の活動が市内各地で行われている状態を目指していくことが大切であると考えます。このような認識から、第2次計画策定で重要ポイントとして掲げていた「2. 自立した市民活動」を本計画では「2. 各団体のステージやニーズに応じた支援」に変更しました。そして、NPO法人に限らず、市民活動センターでニーズに応じた支援体制に力をいれていきたいと考えます。</p> <p>補助制度については、NPO法人の代表者や学識経験者等を交えた市民協働推進会議の中でいただいたご意見を反映できる仕組みとなっており、実情やニーズに合わせた制度になるようバージョンアップをしています。そのため、新たに市民公募によるワーキンググループの設置をすることは考えておりませんが、P. 58 (5-2-5)「あんじょう協働リビングラボ」において、補助制度について検討する方法もあります。</p>	<p>左記の考えに基づき、そのままとします。</p>	C

番号	計画案の 該当箇所	ご意見の概要	市の考え方	計画への反映	意見 区分
11	P.34 第2章 4 (2) 【第1次安城市市民協働推進計画の主な達成状況】 ②市民協働推進基金（マッチングギフト方式）の創設	「②市民協働推進基金（マッチングギフト方式）の創設（平成25年度（2013年度）」との記載がある。 大口の寄附等により、補助制度の運用が可能となっており、初期の目的はそれなりに達成できているのではないかと思うが、多くの市民の寄附によって支えられる制度という本来の目的からすれば全く不十分であると言わざるをえないと思う。この点に関する市の見解を回答していただきたい。	市民協働による地域課題の解決に役立てて欲しいという市民や事業者からの思い（寄附）により支えられている制度ですので、多くの方に周知・ご賛同いただきたいという考えのもと、引き続き様々なイベントや場を活用し啓発に力を入れていきます。		D
12	P.34 第2章 4 (2) 【第1次安城市市民協働推進計画の主な達成状況】 ③まちづくり人養成講座	「③まちづくり人養成講座（初級編・中級編）の開催（平成25～28年度（2013～2016年度）） ○修了生を核として、任意団体「安城市市民協働サポータークラブ」が発足 ○団体と団体を結びつけるマッチング機能を果たす中間支援組織として期待」との記載がある。 計画されたまちづくり講座は開催され、安城市市民協働サポーター制度が発足してという点では、施策は実施されたと言えるが、第3次計画（案）では、安城市市民協働サポーターという言葉は出てこない。 この点から判断して、まちづくり講座と安城市市民協働サポーター制度は失敗であったと判断せざるをえないと思う。第3次計画（案）で、安城市市民協働サポーターという表現が記載されていない理由と、この講座及びサポーター制度に関する市の見解を回答していただきたい。	安城市市民協働サポーター登録制度は、団体と行政、団体同士のマッチングや団体をコーディネートする人材を育てるために設立した制度ですが、サポーターの方は、サポータークラブとは別にそれぞれの活動分野においてマッチングやコーディネートをされていること、また、市民活動センターが中間支援組織としてサポーターと同じ役割も十分に担っていることなどから、サポーター制度は2次計画をもって終了とします。今後、サポーターの皆さまには引き続き個人でのご活躍や市の事業についてご助言や参加いただくなど、まとめ役のような役割を担っていただきたいと考えています。		C

番号	計画案の 該当箇所	ご意見の概要	市の考え方	計画への反映	意見 区分
13	<p>P.34 第2章 4 (2)</p> <p>【第1次安城市市民協働推進計画の主な達成状況】</p> <p>④協働事業事例集『協働ハンドブック あんじょう「コネクト」』発行</p>	<p>「④協働事業事例集『協働ハンドブック あんじょう「コネクト」』発行（平成25年度（2013年度））」</p> <p>○行政との協働事業として作成され、市公式ウェブサイトにもアップロード」との記載がある。</p> <p>協働ハンドブックあんじょう「コネクト」が発行され、協働を事例で感覚的に把握することはそれなりにできたとは思いますが、P.33 成果指標（4）協働という言葉の認知度にもあるように、そもそも協働という言葉が、市民にも職員にも共通認識が無いように思う。</p> <p>本来、協働は「安城市と市民団体」との協働が主目的であり、愛知県の協働ルールブックが基本であって、これに基づいて安城市の協働事業を毎年愛知県に報告しているというが、市民には公開されていないのではと思う。このため、「コネクト」と「愛知県に報告している安城市の協働事業報告内容」をセットで市民に公開・広報していただきたい。</p> <p>さらには、職員間で異なる安城市の協働を統一するための「あいち協働ルールブック」に準じた「安城市協働ルールブック」を定めていただきたい。</p> <p>この点に関する市の見解を回答していただきたい。</p>	<p>P.48（2—3—1）「職員向け市民協働研修の実施（★）」の中に、「研修に適したハンドブックなどを作成します」とあるように、あいち協働ルールブックを参考とした、ハンドブックの作成に取り組んでいきたいと考えています。また、「愛知県に報告している安城市の協働事業」については、市民の協働についての理解を促進できるよう、協働事例として取り上げ、コネクトと併せて周知・啓発していきます。</p> <p>また、「安城市と市民団体」との協働も引き続き重要ですが、複雑性・不確実性が高まってきている地域課題や行政課題を解決していくためには「市民と行政」といった従来型の協働概念の殻を飛び出し、いくことが重要であると考えています。このため、本計画ではチャレンジ目標として「新たな価値創造に向けて・・・マルチパートナーシップ型協働への進化」を掲げ、その具現化のために「基本方針5：マルチパートナーシップの推進」に基づいた施策・事業の展開を図っていくものとしています。</p>		D

番号	計画案の 該当箇所	ご意見の概要	市の考え方	計画への反映	意見 区分
14	<p>P.34 第2章 4 (2)</p> <p>【第1次安城市市民協働推進計画の主な達成状況】</p> <p>⑤職員向け市民協働研修の開催</p>	<p>「⑤職員向け市民協働研修の開催（平成25～26年度（2013～2014年度））」</p> <p>○「職員向け研修」及び「まちづくり人養成講座」を修了した職員数約40名」との記載がある。</p> <p>職員向け研修も初期の頃は意欲的に実施され、それなりの初期の頃は意義があったものと思うが、今でも同じ課内であって協働に関する知識や認識が全く異なっている状況に変わらない。研修開始以降、令和5年までに延べ何名の方が研修を受講されたのか回答していただきたい。</p> <p>研修は実施されていても、市民からみると成果は上がっていないのではと思う。このため、どのような資料・テキストを用いて、どのような内容の研修されたのか、その内容が市民の皆様の納得の得られる内容であったのか、市民公募委員によるワークショップを開催し、検証していただきたい。</p> <p>以上の点に関する市の見解を回答していただきたい。</p>	<p>職員研修を開始した平成25年度以降の参加者延べ人数は336人です。資料やテキストは「あいち協働ルールブック2004」やその時の講師作成資料を使用しています。受講後のアンケート結果からは、研修で得た学びを日々の業務に活かしていこうと思うなどの前向きな意見が多くみられます。市民公募委員によるワークショップを開催し、検証することは考えておりませんが、今後の研修については、市民協働推進会議委員の方からいただいているご意見等を踏まえて開催します。</p>		D

番号	計画案の 該当箇所	ご意見の概要	市の考え方	計画への反映	意見 区分
15	P.34 第2章 4 (2) 【第2次安城市市民協働推進計画の主な達成状況と新たな動き】	<p>「【第2次安城市市民協働推進計画の主な達成状況と新たな動き】</p> <p>“ステップアップ事業はすべて着手。コロナ禍でも健闘”</p> <p>①コロナ禍で事業展開上の制約があったものの、8割以上の事業が評価A（コロナ禍における取組が実施できた）</p> <p>②新規性のある事業として掲げた10の「ステップアップ事業」はすべて着手</p> <p>③コロナ禍で交流会や成果報告会の開催をオンラインにせざるを得なかったが、市民活動団体等の動画作成やオンラインによる発表スキルの向上につながりつつあるという副次的効果も生まれている」との記載がある。</p> <p>上記の①～③はそれなりの成果があったものと思う。このため、今後は、リアルとバーチャルの両面を利用して市民協働を推進していく、という方針と考えてよいか回答していただきたい。</p>	<p>コロナ禍で、交流会や成果報告会の開催をオンラインにしたことで、市民活動団体が動画作成やオンラインによる発表スキルの向上につながった側面はあります。しかし、発表をした市民活動団体の皆さんからは、準備が非常に負担だったという意見が多く、市民活動補助金を利用するにあたって、さらにハードルを上げる結果となりかねません。動画作成等の支援を市民活動センターで引き続き行っていますが、リアルとバーチャルの併用・使い分けはニーズ等に合わせて選択していきたいと考えます。</p>		D
16	P.34 第2章 4 (2) 【第2次安城市市民協働推進計画の主な達成状況と新たな動き】 ④平成25年度(2013年度)に創設された市	<p>「④平成25年度(2013年度)に創設された市民活動補助制度のバージョンアップ</p> <p>○「市民提案型事業」と「行政提示型事業」に加え、令和元年度(2019年度)より新規に「協働提案型事業」を設置</p> <p>○令和3年度(2021年度)実施事業より書類審査のみの市民提案型スタート事業を追加。また、「行政提示型事業」を「行政協働型事業」として、団体からの提案による事業を行政との協働事業として拡充。申請件数も大幅に増加」との記載がある。</p> <p>「令和6年度の補助申請は1件のみ」と聞いているが、これ</p>	<p>令和2年度までの市民活動補助金の交付実績は平均6.3件だったのに対し、令和3年度は13件、令和4年度・5年度は8件、令和6年度は6件(当初8件の申請があったものの団体の事情により2件取下げ)という状況です。令和3年度は市民提案型スタート事業を新設し、周知した結果一時的に申請件数が大幅に増加しました。申請件数の平均は上がりましたが、大幅な増加は一時的なため、「申請件数も大幅な増加」の文言を削除します。</p> <p>また、市民提案型スタート事業は、プレゼンテーシ</p>	<p>P.34【第2次安城市市民協働推進計画の主な達成状況と新たな動き】</p> <p>④</p> <p>「○令和3年度(2021年度)実施事業より書類審査のみの市民提案型スタート事業を追</p>	A

番号	計画案の 該当箇所	ご意見の概要	市の考え方	計画への反映	意見 区分
	民活動補助制度のバージョンアップ	<p>で「申請件数も大幅に増加」といえるのか、市の見解を回答していただきたい。</p> <p>なお「協働提案型事業」の採用は評価できるのではと思いますが、全体の枠組みは「P.34 第2章 4 (2)</p> <p>【第1次安城市市民協働推進計画の主な達成状況】②市民協働推進基金（マッチングギフト方式）の創設」で記載した通り、制度の抜本的な見直しが必要と考える。</p> <p>また「書類審査のみの市民提案型スタート事業を追加」とあるが、事業には運用上の問題があるのではと思う。事業の主旨とは異なり、実績のあるNPO法人がこの事業を利用して補助を受けることは事業目的に明らかに沿っていなかったのではと思うが、市の見解を回答していただきたい。</p>	<p>ンが高いハードルとなり、市民活動補助金の申請に抵抗を感じている団体がみえることから、まずは書類審査のみで補助金が受けられる事業として創設しました。そして、設立したばかりの団体だけではなく、長年活動している団体が新しい分野の活動をしたい、衰退してきてしまった活動をリスタートしたいと考えたときでも活用できるよう、設立年数などの要件をあえて設定していません。団体の方に幅広く補助金を活用していただきたいと考えています。</p>	<p>加。また、「行政提示型事業」を「行政協働型事業」として、団体からの提案による事業を行政との協働事業として拡充。申請件数も大幅に増加」に修正します。</p>	
17	<p>P.34 第2章 4 (2)</p> <p>【第2次安城市市民協働推進計画の主な達成状況と新たな動き】</p> <p>⑤新たな協働概念である共創・協創がスタート</p>	<p>「⑤新たな協働概念である共創・協創がスタート</p> <p>○公民連携フロントや高校生活躍応援プロジェクト、あじょうSDGs共創パートナー制度といった「共創」、マチナカプレイスメイキングなどといった「協創のまちづくり」がスタート」との記載がある。</p>	<p>【市民参加】市の施策の企画立案、実施及び評価の各過程に市民が主体的に関わり、行動することをいう。（安城市市民参加推進条例）</p> <p>【協働】市民、議会及び市長その他の執行機関がそれぞれの役割と責任のもとに連携し、補完し合いながら協力することをいいます（安城市自治基本条例）</p> <p>【市民協働】市民、地域団体、市民活動団体、事業者及び市が地域の課題を解決するために、それぞれの特性を生かして補完し合い、協力することをいう。（安城市市民協働推進条例）</p> <p>【協創】市民、地域団体、市民活動団体、事業者及び市が地域の課題を解決するために、それぞれの特</p>		D

番号	計画案の 該当箇所	ご意見の概要	市の考え方	計画への反映	意見 区分				
		<p>市民にとっては「P. 33 成果指標（４）協働の認知度」が目標未達成であることから分かります、「市民参加と協働との区別」、さらには「協働と市民協働との違い」でさえも理解できていない中で、「協働」と「共創」と「協創」とかいう言葉が用いられ、容易には理解できない言葉で定義されても混乱に拍車をかけていると思う。このため、「市民参加」「協働」「市民協働」「共創」「協創」の相互関連を図解して解説していただきたい。例えば、市民参加と協働と市民協働は図解すれば以下のとおりになると思うが、共創と協創はどこに位置づけられるのか、「市民協働＝共創＝協創」なのか、市の見解を回答していただきたい。</p> <div data-bbox="633 818 900 919" style="text-align: center;"> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 5px;">市民参加</td> <td style="padding: 5px;">協働</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 5px;">市民協働</td> </tr> </table> </div>	市民参加	協働		市民協働	<p>性を活かして補いあい、お互いに「協」力しながら、まちやまちのつかい方を「創」りあげていくこと。 （第三次安城市都市計画マスタープラン）</p> <p>【共創】企業が、消費者や協力関係にある企業などと「共に」、新しい価値を持つ商品やサービスを「創」りあげていくこと。（第三次安城市都市計画マスタープラン）</p> <p>それぞれの言葉の定義はありますが、協働・市民協働・協創・共創については、様々な主体が協力するという点では共通しており、図で示せるようなものではないと考えます。</p>	/	
市民参加	協働								
	市民協働								
18	<p>P. 35 第2章 4 (3) 市民協働に向けた主要課題 【安城市における市民協働推進の今後に向けての主要課題】①</p>	<p>「① 潜在的に数多くいるボランティア活動・市民活動へ参加したいと思っている市民を顕在化させること（参加のきっかけづくり）」との記載がある。 以上は従来から実施されていることではないかと思うが、事業の継続か、何か従来とは異なる具体的な明らかな変化点があるのか、明らかな変化点があれば回答していただきたい。</p>	<p>潜在的に数多くいるボランティア活動・市民活動へ参加したいと思っている市民を顕在化させること（参加のきっかけづくり）、理解促進を通じた参加促進は、従来から実施してきたことですので、基本的には事業の継続です。少子高齢化、定年延長など担い手不足が深刻化するなか、若者の参加など効果的な方法を模索しながら継続的に実施することが大切だと考えます。また、新たな取り組みとして、地域団体等が主催するイベントや行事等の運営に子どもたちが参加できるような仕組みづくりを研究</p>	/	D				

番号	計画案の 該当箇所	ご意見の概要	市の考え方	計画への反映	意見 区分
19	P. 35 第2章 4 (3) 【安城市における市民協働推進の今後に向けての主要課題】②	「② 市民協働に関する知識を深め、理解促進を通じたボランティア活動・市民活動への参加促進と市民協働の担い手となる人材づくり」との記載がある。 以上は従来から実施されていることではないかと思うが、事業の継続か、何か従来とは異なる具体的な明らかな変化点があるのか、明らかな変化点があれば回答していただきたい。	し、ボランティアをやりたいという思いを持つ子どもたちが身近な場所で体験できる方法を検討していきます。		D
20	P. 35 第2章 4 (3) 【安城市における市民協働推進の今後に向けての主要課題】③	「③ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響で停滞した市民活動の活性化を図ること」との記載ある。 上記は、単にコロナ禍以前の状態に戻すということか、それ以上の明らかな変化点があるのか、明らかな変化点があれば回答していただきたい。	新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、活動が縮小・停滞したり、新たな方法や取組みを検討したり、団体によって状況は様々であると考えます。単にコロナ禍以前の状態に戻すというよりは、停滞した市民活動が今後活動していくにあたって、各団体にとってより良い方法で活動を再び盛んにできることが良いと考えます。		D
21	P. 35 第2章 4 (3) 【安城市における市民協働推進の今後に向けての主要課題】④	「④ 町内会の活動と組織の持続的な運営のための支援」との記載ある。 以上は従来から実施されていることではないかと思われるが、事業の継続でしょうか、何か従来とは異なる具体的な明らかな変化点があるのでしょうか、明らかな変化点があれば回答していただきたい。	町内会の活動と組織の持続的な運営のための支援は、従来から実施しており、基本的には事業の継続です。これまでの取組みを継続的に実施することが大切であると考え、具体的に(4-2-3)「町内会運営支援」に掲載しています。 町内会の運営方法や活動内容は、会員数などの規模や地域性によって様々であり、課題の解決は容易ではありませんが、これまでの取組みを継続するとともに、関係機関と連携し、より効果的な事業内容やさらなる支援について検討していきます。		D

番号	計画案の 該当箇所	ご意見の概要	市の考え方	計画への反映	意見 区分
22	P.35 第2章 4 (3) 【安城市にお ける市民協働 推進の今後に 向けての主要 課題】⑤	「⑤ 団体と団体を結びつけ多様な協働を創り出していくコー ディネート機能の充実と新たな市民活動を生み出していく相 談支援機能の充実」との記載がある。 以上は従来から実施されていることではないかと思うが、事 業の継続か、何か従来とは異なる具体的な明らかな変化点 があるのか、明らかな変化点があれば回答していただきたい。	団体と団体を結びつけ多様な協働を創り出してい くコーディネート機能の充実と新たな市民活動を 生み出していく相談支援機能の充実は、従来から実 施してきたことですので、基本的には継続的な主要 課題です。これまでの取組みを引き続き継続的に実 施することが大切だと考えます。なかでも、(3-2 -2)「町内会同士の課題や情報共有、交流の促進」 に力を入れてきたいと考えています。町内会の担い 手不足、加入率の減少など多くの課題がある中で、 町内会同士で課題や解決策を共有できる場を提供 します。		D
23	P.35 第2章4 (3) 【安城市にお ける市民協働 推進の今後に 向けての主要 課題】⑥	「⑥ 初期段階の活動から自活・自立した活動まで、それぞ れの活動団体のステージやニーズに応じた市民活動団体の支 援」との記載がある。 以上は従来から実施されていることではないかと思うが、事 業の継続か、何か従来とは異なる具体的な明らかな変化点 があるのか、明らかな変化点があれば回答していただきたい。	継続的な主要課題として認識し実施してきた事業 ですが、2次計画では、専門性が高く、経済的にも 自立及び組織基盤のしっかりした団体を目指すこ とを策定のポイントとして掲げていました。しか し、団体の規模や目標、段階も様々であるため、そ の団体に適したきめ細やかな支援を進めるという 目標に変更しました。基本方針4の(4-1-3) 「町内会補助制度の運用」や(4-1-6)「ボラン ティア活動支援のための助成実施」など、継続事業 ではあるものの、2次計画に掲載していなかった取 組みを新たに掲載しています。		D

番号	計画案の 該当箇所	ご意見の概要	市の考え方	計画への反映	意見 区分
24	P.35 第2章4 (3) 【安城市における市民協働推進の今後に向けての主要課題】⑦	<p>「⑦ 多様な市民ニーズとより困難な地域課題に応えていくための、地域団体・市民活動団体・事業者などの多様な主体による市民協働の促進（マルチパートナーシップの促進）」との記載がある。</p> <p>新たに「マルチパートナーシップ」が多用されている。言葉こそこれまで使用してこなかったと思うが、従来から実施されていたことではないかと思う。事業の継続か、何か従来とは異なる具体的な明らかな変化点があるのか、明らかな変化点があれば回答していただきたい。</p>	<p>これまで、言葉として使用してこなかったものの、各課で実施されてきたことであると言えます。しかしながら、これまでの市民協働の多くが「市と市民活動団体」「市と地域団体」といった、市と他の主体の協働が大半を占めていたと感ずます。市民協働推進条例における協働の主体である、市、市民、地域団体、市民活動団体、事業者それぞれが特性を生かして補完し合い、協力し、イノベーションとなる協働が生まれることを期待した取組みも行っていきたいという思いから、3次計画ではマルチパートナーシップをキーワードに市民協働の推進をしていきたいと考えます。</p>		D
25	P.36 第3章 安城市がめざす市民協働の姿 1 基本目標と第3次推進計画の策定のポイント (2) 第3次推進計画におけるチャレンジ目標	<p>「第2次推進計画の計画期間中に新型コロナウイルス感染症の感染拡大がありました。また、少子高齢化等を背景に、昨今は、複合的な地域生活課題を抱えている個人・家庭が増えています。</p> <p>これらに象徴されるように、現代社会は複雑性、不確実性が高まってきました。地域課題や行政課題の解決においては、市民と行政との協働といった従来型の協働概念をアップデートしていくことが求められます。</p> <p>そして、新たなステージの協働概念、新たなテクノロジーやデザイン思考、ビジネス的な手法などを活用して社会的課題を解決していく新たなアプローチによる価値創造型の協働によるまちづくりを進めていく必要があります。</p> <p>そこで、以下に示す事項を本計画期間中のチャレンジ目標と</p>	<p>これまでの市民協働の多くが「市と市民活動団体」「市と地域団体」といった、市と他の主体の協働が大半を占めていたと感ずます。様々な主体が協働で行う取組みが増えるよう、先進的な取組みを事例として積極的かつ、発信の頻度を増やして紹介することで、それをきっかけに多様な主体の協働が加速することを期待しています。また、市ではなく事業者や団体が主体となり課題解決を目指すような各課の実験的な取組みなど、行政がゴールを用意するのではなく、そこから自然発生的に生まれるアイデア等にも期待した地域課題解決という点や行政色が色濃く出ない形で市民等の主体的な協働の取組をエンパワーメントする機会・場を用意し、それを支</p>		D

番号	計画案の 該当箇所	ご意見の概要	市の考え方	計画への反映	意見 区分
		<p>して掲げ、多様な主体との協働により、複雑化・多様化している地域課題や行政課題の解決につながるようなマルチパートナーシップ型協働を目指していくものとします。</p> <p>そして、基本目標「市民協働によるまちづくりの実現」を具現化していくものとします。チャレンジ目標「新たな価値創造に向けて……マルチパートナーシップ型協働への進化」との記載がある。</p> <p>「マルチパートナーシップ型協働」とのことだが、具体的には、従来の活動とはどこが異なり、何をどのように進められるのか、具体的な工程表を示していただきたい。第3次計画（案）でみる限り、従来活動の継続でしかないのではと思われませんが、市の見解を回答していただきたい。</p>	<p>援していくという点などは、これまでの2次計画とは大きく前進した内容になっていると考えます。</p>		
26	<p>P.37 第3章 1 (3) 第3次推進計画策定の重要ポイント 1. 成果指標の設定</p>	<p>「第2次推進計画では、「1. 成果指標の設定」、「2. 自立した市民活動」、「3. 市民活動団体と市との協働の更なる推進」、「4. 団体同士の協働の推進」の4つの重要ポイントを提示して、これに基づき施策体系を作成し、市民協働の推進のための施策を策定しました。本計画では、第2次推進計画で提示した4つの重要ポイントを継承しつつも、第2章で整理した「安城市における市民協働推進の今後に向けての主要課題」(P.35)と前ページで掲げた基本目標を勘案し、以下の5点を重要ポイントとして提示するものとします。</p> <p>1. 成果指標の設定</p> <p>計画の成果を把握するため、基本方針ごとに成果指標を設定し、チャレンジ目標に向けて施策・事業を推進します。」との記載がある。</p>	<p>2次計画において、策定の重要ポイントである成果指標の設定は「計画的に成果を把握するため、基本方針ごとに数値目標を設定し、これに基づき計画的に施策・事業を推進します。」と掲載していました。本計画では、計画の成果を「数値目標」という目に見える指標だけではなく、チャレンジ目標に向けて取り組んだ具体的な内容も含めて評価することも視野に入れています。これに関してはP.59 第5章2「計画の進行管理」(1)安城市市民協働推進会議による評価」において、会議における年次報告の際に「実施した内容だけではなく、チャレンジ目標の達成につながる具体的な取組や活動プロセスも可視化し、併せて報告します。」と記載し、成果指標や</p>		D

番号	計画案の 該当箇所	ご意見の概要	市の考え方	計画への反映	意見 区分
		従来との変化点が無いように思うが、従来活動の継続と考えてよいのか、市の見解を回答していただきたい。	目標には達成していないが良い取組みができたなど、結果だけではなくその過程や新たな取組みの芽生えなどにも目を向け評価していきたいと考えています。そこは2次計画までとは大きく異なる点です。		
27	P.37 第3章 1 (3) 2. 各団体のステージやニーズに応じた支援	「2. 各団体のステージやニーズに応じた支援 生きがい等をモチベーションとした小規模な市民活動団体や初期段階の市民活動団体から、専門性が高く、経済的にも自立した組織基盤がしっかりとした団体の発展を目指した市民活動団体まで、それぞれの活動団体のステージやニーズに応じた市民活動団体の支援を進めます。」との記載がある。 従来との変化点が無いように思うが、従来活動の継続と考えてよいのか、市の見解を回答していただきたい。	従来から実施してきたことではありますが、2次計画では、専門性が高く、経済的にも自立及び組織基盤のしっかりした団体を目指すことを策定のポイントとして掲げていました。しかし、団体の規模や目標、段階も様々であるため、その団体に適したきめ細やかな支援を進めるという目標に変更しました。基本方針4の(4-1-3)「町内会補助制度の運用」や(4-1-6)「ボランティア活動支援のための助成実施」など、継続事業ではあるものの、2次計画に掲載していなかった取組みを新たに掲載しています。		D
28	P.37 第3章 1 (3) 3. 地域団体・市民活動団体と市との協働の更なる推進	「3. 地域団体・市民活動団体と市との協働の更なる推進 地域課題はより身近なところで地域団体や市民活動団体等が主体になって解決していくという補完性の原則を基本としながらも、行政課題として取り組むべき地域課題については、協働して取り組むことで解決が期待される施策・事業を中心に、地域団体や市民活動団体等と市との協働を進めます。」との記載がある。 従来との変化点が無いように思うが、従来活動の継続と考えてよいのか、市の見解を回答していただきたい。	基本的な活動は従来と同様ですが、地域課題解決に取り組むためにはその実情を知っている地域団体との協働も必要であるため、市民活動団体に加え「地域団体と市」との協働の更なる推進としました。また協働することでの成果の大小に関わらず、互いの特性を生かした地域課題解決が期待される事業を中心に協働を進めていきます。		D

番号	計画案の 該当箇所	ご意見の概要	市の考え方	計画への反映	意見 区分
29	P.37 第3章 1 (3) 4. 団体同士の 協働の促進	「4. 団体同士の協働の促進 様々な地域課題の解決に向け、地域団体と市民活動団体、地 域団体と事業者、市民活動団体と事業者、地域団体同士、市 民活動団体同士など、多様な協働を促進します。」との記載が ある。 従来との変化点が無いように思うが、従来活動の継続と考え てよいのか、市の見解を回答していただきたい。	従来から引き続き重要ポイントとして捉えている ため、継続して協働の促進を行います。		D
30	P.37 第3章 1 (3) 5. 市民協働に よるまちづく りのイノベー ション※とな る協働の場や 機会づくり	「5. 市民協働によるまちづくりのイノベーション※となる 協働の場や機会づくり ますます複雑化し、不確実性が高まってきている様々な地域 課題や行政課題の解決に向け、新たな価値を生み出し、社 会・経済に変革を起こすような多様な協働が生まれる場や機 会づくりを進めます。」との記載がある。 従来との変化点が無いように思うが、従来活動の継続と考え てよいのか、市の見解を回答していただきたい。	新しく重要ポイントとして追加した項目です。各課 での取組みも含め、マルチパートナーシップの促進 につながる多様な場や機会づくりを進めます。		D
31	P.41	「安城市社会福祉協議会と連携して市民協働を推進します。」 とあるので、第5次安城市地域福祉計画のP.11で定める「計 画の策定体制」のように役割を定めて協働を推進した方が良 いのではないかと考える。	本計画の P.63 以降に資料編として計画の策定経過 を掲載しています。庁内組織として庁内部会（市関 係課及び市社協の課長級の職員で構成）を4回、作 業部会（市関係課及び市社協の係長級以下の職員で 構成）を3回開催し、市民・町内会・市民活動団 体に対して実施したアンケート結果を反映し、案の作 成を行いました。そして、市長から諮問を受けた市 民協働推進会議において審議と答申を行う体制は 地域福祉計画と同様です。	左記の考えに基づ き、そのままとし ます。	C

番号	計画案の 該当箇所	ご意見の概要	市の考え方	計画への反映	意見 区分
32	P.44	「協働という言葉の認知度」を「協働の原則の認知度」へ変更してはどうか。	協働を実施する上で、原則を理解しておくことは非常に重要であると考えます。協働という言葉と共に原則も周知する必要がありますが、これまでのアンケート調査で「協働という言葉の認知度」を経年比較してきたため、指標はこのままとします。	左記の考えに基づき、そのままとします。	C
33	P.44 第4章 市民協働推移 審のための施策 2基本施策 基本方針1 地域活動・市民 活動に関する 理解活動 成果指標	「◆成果指標 協働という言葉の認知度 現状値【令和4年度(2022年度)】41.7% 目標値【令和13年度(2031年度)】47%」との記載がある。 「第2次計画の目標値66%」に対して、「第3次計画(案)の目標値47%」はかなり低い目標値ではと思うが、目標値の設定の根拠を回答していただきたい。	平成28年から令和4年の伸び率を基に算出しています。各指標における実績値の割合が高くなるほど、その後の伸び率が下がることが想定されるため、それまでの伸び率を維持することを目標としています。		D
34	P.46 第4章 2 基本方針2 市民協働の ない手づくり 成果指標	「◆成果指標 市民活動・ボランティア活動に参加したことがある市民の割合 現状値【令和4年度(2022年度)】35.6% 目標値【令和13年度(2031年度)】55%」との記載がある。 目標値が低すぎるのではないかと、目標値の設定の根拠を回答していただきたい。	平成28年から令和4年の伸び率を基に算出しています。各指標における実績値の割合が高くなるほど、その後の伸び率が下がることが想定されるため、それまでの伸び率を維持することを目標としています。		D

番号	計画案の 該当箇所	ご意見の概要	市の考え方	計画への反映	意見 区分
35	P.49 第4章 2 基本奉仕3 活動場所と団 体に対する支 援の充実 成果指標	「◆成果指標 市民活動センターの新規登録団体数（累計） 現状値【令和4年度（2022年度）】24 団体 目標値【令和13年度（2031年度）】184 団体 令和6年度～13年度までの累計」との記載がある。 目標値が低すぎるのではないか、目標値の設定の根拠を回答 していただきたい。	平成29年から令和4年までの単年度の新規登録団 体数の平均から算出しています。 コロナ禍を経て、新規登録団体数の急激な伸びが見 込めないため、維持することを目標としています。		D
36	P.52 第4章策 2 基本方針4 資金・組織体制 の充実支援 成果指標	「成果指標 資金に関する課題が「特になし」と答えた団体の 割合 現状値【令和4年度（2022年度）】52.8% 目標値【令和13年度（2031年度）】62%」 との記載がある。 目標値が低すぎるのではないか、目標値の設定の根拠を回答 していただきたい。	平成28年から令和4年の伸び率を基に算出して います。各指標における実績値の割合が高くなるほ ど、その後の伸び率が下がることが想定されるた め、それまでの伸び率を維持することを目標として います。		D
37	P.55 第4章 2 基本方針5 マルチパート ナーシップの 促進 成果指標	「◆成果指標 他の団体との協働経験あり 現状値【令和4年度（2022年度）】 町内会 66.2% 市民活動団体 52.8% 目標値【令和13年度（2031年度）】 町内会 86% 市民活動団体 59% との記載がある。 目標値が低すぎるのではないか、目標値の設定の根拠を回答 していただきたい。	平成28年から令和4年の伸び率を基に算出して います。各指標における実績値の割合が高くなるほ ど、その後の伸び率が下がることが想定されるた め、それまでの伸び率を維持することを目標として います。		D

番号	計画案の 該当箇所	ご意見の概要	市の考え方	計画への反映	意見 区分
38	P. 59 第5章 計画の推進に 向けて 1計画の周知	<p>「本計画に掲げている目標や施策を着実に実施して市民協働のまちづくりを推進していくためには、一人ひとりの市民や市職員はもとより、地域団体や市民活動団体、事業者など多様な主体が、本計画を知り、趣旨や内容を理解することが、目標達成に向けた取組の第一歩として必要不可欠です。そこで、広報あんじょうや市及び市民活動センターのウェブサイトなどの様々な媒体を活用して、本計画の趣旨や内容について周知を図ります。また、市民出前講座、市民活動団体などの交流会やイベントの開催といった、様々な主体と直接対面できる機会を通して本計画の周知に努めます。」との記載がある。</p> <p>まずは、市民と職員が同じ土俵で「市民協働」を議論できる「(仮称)安城市協働ルールブック」と「(仮称)安城市市民協働令和〇年度実施事業集」を発行&公開して、その周知から実施していただきたい。共通の土台が無ければ共通の理解も市民協働も成り立たないのではと思うので、市の見解を回答していただきたい。</p>	P. 48 (2-3-1)「職員向け市民協働研修の実施(★)」の中に、「研修に適したハンドブックなどを作成します」とあるように、今後市職員に向けて、あいち協働ルールブックを参考としたハンドブックの作成に取り組んでいきたいと思います。また、市民・職員に向けては、協働事例を具体的に分かりやすくまとめた協働事例集をこれまでより短い間隔で発行していきたいと考えています。		D
39	P. 59 第5章 2計画の進行 管理 (1) 安城市市民協 働推進会議に よる評価	<p>「PDCAサイクルのうち、「点検・評価 (Check)」については、第三者的な視点からのチェックを行う観点から安城市市民協働推進会議に年次報告を行うものとします。また、その際は実施した内容だけではなく、チャレンジ目標の達成につながる具体的な取組や活動プロセスも可視化し、併せて報告します。そしてこの会議は、市民協働の推進に関する事項(本計画の進捗状況の確認や評価、市民協働推進施策に関する調査や提言など)を審議するため、公募による市</p>	従来の「安城市市民協働推進会議」の役割である計画の進行管理から変更はありません。		D

番号	計画案の 該当箇所	ご意見の概要	市の考え方	計画への反映	意見 区分
		<p>民、学識経験を有する者、その他市長が認める者のうちから市長が委嘱する15名以内の委員によって構成されています。」との記載がある。</p> <p>従来の「安城市市民協働推進会議」の役割が変更になるのか、今後も推進会議で担当する役割、新たに追加される役割、他の会議体（ワークショップ等）に移されるものを層別して、その変化点を回答していただきたい。</p>		/	
40	<p>P.60 第5章 2 (2) 協働事業の推進と進行管理</p>	<p>「P.55の基本方針5(1)「地域団体や市民活動団体と市との市民協働の推進」に基づきアクションプランに位置づけられている17事業をはじめ、既に各課を所管として様々な協働事業が推進されています。今後とも各課の協働事業担当者が中心になり、全庁的に協働事業を推進するとともに、毎年度、これらの事業の実施状況を市民協働の基本理念に基づいて取りまとめ、安城市市民協働推進会議に報告する方法で事業の進行管理を行います。」との記載がある。</p> <p>上記の内容は、新たに追加される推進会議の役割と考えてよいか、それとも継続実施される役割か、回答していただきたい。</p>	<p>左記の内容は、2次計画でも同様の記載があり、従来から行ってきた役割から変更はありません。</p>	/	D
41	<p>P.60 第5章 2 (3) 市民活動補助金交付事業の進行管理</p>	<p>「市民活動補助金（市民提案型スタート事業を除く）交付団体は、事業完了後に公開成果報告会で発表することになっています。また、発表後のワークショップでは参加者同士が楽しみながら市民目線で話し合い、評価し合うことになっています。つまり、この公開成果報告会は、単なる報告会ではなく、市民活動補助金交付事業の進行管理の機会としても機能しています。そこで、今後もこの成果報告会及びワークショ</p>	<p>従来から行ってきた活動を新たに掲載しましたので、活動としては継続です。市民活動補助金交付事業におけるPDCAサイクルのうち、Pについては本審査で市民協働推進会議委員による事業の採点・交付決定を行っています。Dの事業実施とCの成果報告会は市民協働推進会議委員に対して情報提供を行い、ご都合がつく方には各事業の見学に行っ</p>	/	D

番号	計画案の 該当箇所	ご意見の概要	市の考え方	計画への反映	意見 区分
		<p>ップを市民活動補助金交付事業の進行管理の機会として捉え、継続して実施していくものとします。」との記載がある。上記は、従来活動の継続か、新たに役割が追加されるのか、従来は本報告会に安城市市民協働推進会議が直接的にかかわることはなかったのではないかと思うが、今後も直接かわることはないのか。PDCAの観点からすれば、Pのみ推進会議が直接かわるけれども、Cの部分は直接関わらないで、Aの部分のみ関わるというのも片手落ちでは思うが、市の見解を回答していただきたい。</p>	<p>いただいたり、成果報告会についてもご参加いただいています。</p>	/	
42	<p>P.60 第5章 2 (4) 協働事業 の見直し会議 の構築</p>	<p>「各課が市民活動団体等との協働で進めている協働事業の中には、長期間にわたって実施している中で目的や意義が形骸化してしまうことや、他の団体が参入できないことなどが心配されます。こうした協働事業については、所管課が毎年評価を行ってだけでなく、所管課以外の目線から客観的かつ大局的な観点から検証し、必要に応じて廃止・縮小も視野に改善・見直しを図っていく必要があります。</p> <p>また、市民活動補助金の交付を受けた活動の中には、市の事業やサービスの狭間にあるような社会課題・地域課題の解決を目指しているものも少なくありません。このような活動に取り組む市民活動団体は、行政事業・サービスの先駆者、行政課題解決のイノベーター（情報感度が高く、新しいものを積極的に導入する問題意識を持った革新者）として捉えることができます。</p> <p>ところが、参加費や利用料金という形で対象者（受益者）から徴収することが難しく、収益化できないようなケースも少</p>	<p>市民協働推進会議、(仮称) 協働事業の見直し会議、公開成果報告会のそれぞれの役割や構成等は以下のとおりです。</p> <p>【市民協働推進会議】 役割：市民協働推進計画の進捗状況の評価・助言及び市民活動補助金の審査 構成員：公募による市民、学識経験を有する者、その他市長が認める者のうち市長が委嘱する15名以内の委員</p> <p>【(仮称) 協働事業の見直し会議】 役割：①協働事業が妥当かどうか、客観的な検証 ②新規の協働事業の立ち上げ案件の審議・決定を行うことを目的とします。 構成員：学識経験者等市民協働推進会議の委員2名</p>	/	D

番号	計画案の 該当箇所	ご意見の概要	市の考え方	計画への反映	意見 区分
		<p>なくないものと考えられます。</p> <p>また、市民活動補助金の交付には回数制限があることから、制限回数を超えた場合には資金の用途が立たず活動が持続できなくなることも予想されます。</p> <p>そこで、既存の協働事業の検証・見直し等と新規協働事業の立ち上げをしていくための仕組みとして「(仮称) 協働事業の見直し会議」を設置することによって、協働事業のアップデート(更新)を図ります」との記載がある。</p> <p>「(仮称) 協働事業の見直し会議」を設置とあるが、本会議と「安城市市民協働推進会議」及び「公開成果報告会」の役割分担や関係性やメンバー構成や選出方法が明確ではないので、確定している範囲で、できれば図解して記載していただきたい。</p> <p>以上の点に関する市の見解を回答していただきたい。</p>	<p>程度／企画・財政・行革・市民協働担当部署／協議案件の関係部署</p> <p>必要に応じて適宜開催するため、構成員についてもその都度変更する可能性があります。</p> <p>【公開成果報告会】</p> <p>役割：交付を受け実施した事業を報告し、客観的な意見や応援等を直接もらい、今後の活動に活かすこと及び団体同士の交流を目的とします。</p> <p>構成員：市民活動補助金の交付を受けた団体、今後補助金交付予定の団体</p> <p>その他、一般市民、市民協働推進会議委員や協働事業を行った市関係課に関しても開催の案内を送付します。</p>		
43	P.61 第5章 2 (5) VUCA 時代にふさわしい「OODA ループ」的な発想に基づくアクションプランの臨機黄変な見直し	<p>「新型コロナウイルス感染症拡大、地球温暖化に伴う気候変動や、もはや非日常ではなくなった異常気象と大規模自然災害への対応など、私たちが暮らす地域社会を取り巻く先行きが不透明で複雑性・不確実性が高い昨今のような状況は、“VUCA※(ブーカ)時代”と呼ばれています。今まで通りの延長線の発想に終始しては対応できない時代である、VUCA時代には、全てを当初立てた計画どおりに行うのは困難です。</p> <p>現場に近いところで状況を的確に判断し、柔軟に対応していることが求められており、最初に計画するところから始める</p>	<p>計画案では、内容が理解しやすいようにアクションプランを盛り込んで公開していましたが、パブリックコメントによる意見を計画に反映させた後、計画案から抜き出して別冊とし、市民協働推進会議からの答申後の3月頃に発行、市公式ウェブサイト上でも同時に公開予定です。</p>		D

番号	計画案の 該当箇所	ご意見の概要	市の考え方	計画への反映	意見 区分
		<p>PDCAと違ったアプローチである、観察と状況判断から始めることを重視したOODA（ウーダ）ループ※の手法の考え方を取り入れることが有効であると考えられます。</p> <p>そこで、本計画では、8年間もの中長期の計画期間を当初に計画に位置づけた事業に縛られてしまい陳腐化・形骸化させてしまうことを回避するため、これまで計画書の本冊内で扱っていた「推進事業」の部分を本冊から切り離し、毎年見直しをしていく、「アクションプラン」として別冊扱いとしました。</p> <p>これによって、OODAループの手法の発想を取り入れつつ、しっかりとした視点を持って社会情勢等を観察して状況判断をし、その時々になさわしい事業内容・事業手法によって計画を推進していく、VUCA時代に求められる臨機応変な対応で計画目標を具現化していくものとします。」との記載がある。</p> <p>「アクションプラン」はいつ頃どのような方法で公開されるのか、回答していただきたい。</p>			

番号	計画案の 該当箇所	ご意見の概要	市の考え方	計画への反映	意見 区分
44	P.61 及び他	通常のPDCAサイクルに加えVUCA時代に求められるOODAループやデザイン思考、タクティカルアーバニズムの手法を用いた臨機応変な対応を定める進行管理方針に賛同する。条例で定めた自治の基本原則の推進が図られ、これによって市民協働によるまちづくりに寄与することを目的とした理念が一層推進され、具現化、原則化されることを期待する。また、市民が幸せに暮らし続けることができるための活動・事業がキャリア教育等を通じて醸成されることに期待する。	複雑性、不確実性の高い現代に合わせた手法を用い、臨機応変に計画を進行していきます。 また、キャリア教育を通じて、市民活動・ボランティア活動意識の醸成を図っていくことも重要であると考えます。市民活動・ボランティア活動が身近なものとなるよう、引き続き情報提供や啓発に力を入れていきます。		D
45	P.62 図5—1	① 図中「市民協働を推進するための仕組み」「市民協働に関する施策」最終目標「市民協働によるまちづくり」の「市民」を削除した方が良いと考える。 ② 図中「アクションプランの進行管理」を「まちづくりの進行管理」に修正した方が良いと考える。 ③ PDCAサイクルの中で、まちづくりと関係ない活動や事業については、進行管理から外していくのが良いと考える。	① 本計画は、「市民協働推進計画」であり、安城市市民協働推進条例に基づき市民協働（市民、地域団体、市民活動団体、事業者及び市が地域の課題を解決するために、それぞれの特性を生かして補完し合い、協力すること）によってまちづくりを行っていくことを目的としているため、図中の表現はそのままとします。 ② まちづくりの方法は様々であり、本計画は、市民協働によるまちづくりを推進するために策定しています。本計画を策定し実施していく事業をアクションプランとしているため、このままとします。 ③ 市民協働の推進につながらない事業に関しては、PDCAサイクルの中で見直しを行っていきます。	左記の考えに基づき、そのままとします。	C

番号	計画案の 該当箇所	ご意見の概要	市の考え方	計画への反映	意見 区分
		<p>④市民協働推進会議の中から上がってきたまちづくり活動事業を「(仮称) 協働事業見直し会議」の議題に図るのが良いと考える。</p> <p>⑤「市民活動補助金」を「まちづくり活動補助金」に改めるのが良いと考える。</p>	<p>④まちづくりは市民協働による結果として目指していくものであると考えます。「まちづくり活動事業」は協働がなくても実施可能な場合もあるので、本計画ではあくまでも協働の結果としてのまちづくりを目指し市民協働を推進してまいります。</p> <p>⑤「まちづくり活動補助金」という名称では、市民協働の主体である市民活動団体への財政的支援という意味合いが薄れてしまうため、現行のままとします。</p>		